

## 寄附金控除の概要について

1月1日から12月31日までの間に都道府県または市区町村へ寄附をした寄附金のうち、一定の金額を超える部分について一定限度額まで、寄附をした年分の所得税及び寄附をした年の翌年度の個人住民税所得割から控除を受けることができます。控除を受けるためには、確定申告、またはお住まいの市区町村への申告手続きが必要となりますので、忘れずに申告を行ってください。

なお、申告のさいは、寄附をした金額が分かる証明書（ふるさと寄附金証明書、納入書兼領収書、振替払込請求書兼受領証）を必ず添付してください。

### ◇税の控除額の計算方式

#### 1. 所得税の所得控除額

寄附金額－2,000円×所得税率（※0%～40%）

ただし、控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の40%です。

#### 2. 個人住民税所得割額からの税額控除額

A：（寄附金額－2,000円）×10%

B：（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税率）（※0%～40%）

AとBを合わせた金額が寄附をした年の翌年度の個人住民税所得割額から控除されます。

ただし、控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%です。また、Bの金額は寄附をした年の翌年度の個人住民税所得割額の1割が上限となります。

※所得税率とは、寄附をした年分の所得税の確定申告で適用された税率をいいます。

### ◇控除の計算例：給与収入600万円、夫婦と子2人の家庭が30,000円の寄附をした場合

（一定の社会保険料控除があるものとし、所得税率を10%として計算）

|                 |             |                        |             |                |             |                      |
|-----------------|-------------|------------------------|-------------|----------------|-------------|----------------------|
| 寄附金額<br>30,000円 | 所得<br>税     | 寄附金のうち2,000円を<br>超える部分 | 28,000<br>円 | 所得税での<br>軽減額 ① | 2,800<br>円  | 軽減額合計<br>①+②=28,000円 |
|                 | 住<br>民<br>税 | 寄附金のうち2,000円を<br>超える部分 | 28,000<br>円 | 住民税での<br>軽減額 ② | 25,200<br>円 |                      |

※寄附金控除は家族構成や所得控除額により異なりますので、最寄りの税務署又はお住まいの市区町村税務担当課にお尋ねください。